

おかい

杉並区議会だより

NO.198

平成21(2009)年6月21日発行

発行/杉並区議会 編集/杉並区議会事務局 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 FAX 5307-0695

☎ 3312-2111

= 臨時号 =

5月29日の臨時会で、正副議長を選出するとともに、新しい委員会構成を決定しました。今回は、臨時会の模様をお伝えする「臨時号」です。

http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/
携帯サイト http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/mobile/



就任のあいさつをする富本議長

平成21年第1回臨時会で審議した議案等の結果

平成21年5月29日

番号	議案名等	公明	自民	杉自	民主	共産	杉ク	社み	生ネ	革新	無	杉わ	無区	無田	結果
議案第38号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	-	可決
議案第39号	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	-	可決
議案第40号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	-	可決
議案第41号	杉並区監査委員(議員)の選任の同意について(関 昌央議員)	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	-	同意
議案第42号	杉並区監査委員(議員)の選任の同意について(河津利恵子議員)	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	-	同意
議員提出議案第1号	別居・離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議員提出議案第2号	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	-	可決
-	議長辞職の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	許可
-	杉並区議会議長選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙
-	副議長辞職の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	許可
-	杉並区議会副議長選挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙
-	常任委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
動議	特別委員会委員の選任替えについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
-	特別委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
-	議会運営委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	-	可決
-	議席の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	決定

《会派名・構成人数》

公明/杉並区議会公明党(8人)、自民/自由民主党杉並区議団(8人)、杉自/杉並自民議員倶楽部(7人)、民主/民主党杉並区議団(6人)、共産/日本共産党杉並区議団(6人) 杉ク/区政杉並クラブ(3人)、社み/社会民主党・みどり(3人)、生ネ/区議会生活者ネットワーク(2人)、革新/都政を革新する会(1人)、無/無所属(1人)、杉わ/杉並わくわく会議(1人)、無区/無所属区民派(1人)、無田/無所属(1人)
※無田は欠席 ※公明:一部欠席者あり

議長・副議長を選出—新たな委員会構成も決定—

平成21年 第1回臨時会

5月29日、平成21年第1回臨時会が開かれました。議案審議・採決のあと、正副議長から辞職願が提出されたため、辞職を許可し、選挙を行いました。

投票の結果、第69代議長には、富本 卓議員(杉自)、第70代副議長に島田敏光議員(公明)を選出しました。

また、常任委員会等委員の選任などを行い、区長提案による議員選出の監査委員として、関 昌央議員、河津利恵子議員を選任することに同意しました。



議長選挙の様子

● 就任にあたって ●



杉並区議会副議長
島田敏光



杉並区議会議長
富本 卓

私どもは、先の五月杉並区議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議長、副議長に就任いたしました。身に余る光栄であると同時に、その使命と責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

さて、「百年に一度」といわれるようなかつてない厳しい経済状況にあつて、区は「なみすけ商品券」の発行助成などの緊急経済対策をはじめとする様々な施策を実施してまいりました。区議会といたしましても、区民の皆様への期待に応えるべく、議会での活発な審議、議論を通じて、区長部局とともに、喫緊の課題解決に向けて努力してまいりました。今後とも、区民要望の最も高い「安心・安全のまちづくり」を通じて、区民の皆様が安心して「未来予想図を描ける社会づくり」に取り組んでまいりたいと考えております。

特に本年は、自治基本条例の見直し、減税自治体構想の具体化、教育基本条例等の制定など、今後の長期的な区政の方向性を定める、極めて重要な案件の審議が数多く予定されております。区議会として、区民の声をしっかりと受け止め、杉並区の将来像を見据えながら活発な議論、慎重な審議を積み重ねてまいりたいと考えております。

あわせて、これまでも杉並区議会は、「議会を区民の皆様により身近なものに」という思いから、議会改革を進め、「土曜区議会」の開催や、本会議の「インターネット録画中継」などを実施してまいりました。今後も「地方主権時代」の到来という時代の要請に適切した議会づくりに向け、更なる議会改革の進展に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も議員一同、区民の皆様が本心に豊かで安心できる地域社会の実現に向けて全力を挙げてまいりますので、一層のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます。就任のご挨拶といたします。



審議した議案等の概要

条例改正

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部改正

平成21年6月に支給する区長等の期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため改正する。

杉並区職員の給与に関する条例の一部改正

平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため改正する。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正

平成21年6月に支給する幼稚園教育職員及び学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため改正する。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

平成21年6月に支給する区議会議員の期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため改正する。

請願・陳情

【採択】

☆別居・離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める意見書の提出に関する請願(21請願第1号)

【取り下げ承認】

☆杉並区立産業商工会館の早朝利用の開放を求めることに関する陳情(20陳情第28号)

☆区営テニスコート利用料金

意見書

及び体育施設利用制度改定に関する陳情(21陳情第5号) 第1回臨時会で次の意見書を可決し、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に提出しました。

別居・離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める意見書

【提出先】

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣

【内容】

我が国では、離婚後や別居中に、子どもと同居している親が子どもと別居している親との面会交流(面接交渉)を拒むことにより、子どもと別居親の交流が絶たれてしまうという事例が少なくありません。面会交流についての家事調停の申立件数は、近年、大きく増加しています。正当な理由なく子どもと別居親の交流が絶たれてしまうことは、別居親にとって大変な精神的痛苦であるだけでなく、子どもにとっても父母双方と交流しながら円満に成長することが阻害されるものです。

離婚後や別居中の面会交流については、父母の協議が成立しない場合、民法第七百六十六条第一項に規定する子の監護に関する事項として、裁判所が定めることができることとされています。しかしながら、家事調停や家事審判による面会交流の取決めが履行されない場合には、現行制度上、強制執行の手法としては間接強制が認められているのみであり、必ずしも面会交流が実現するものではありません。

区議会

面会交流を実現しやすくするための法整備として、現行の離婚後の単独親権制度を、先進国では主流となっている共同親権制度に改めるという考え方があります。離婚後の共同親権制度を採用した場合、裁判所が別居親の立場により配慮した面会交流の取決めを行うことや、離婚後や別居中でも父母双方が子どもを守っていくという意識が国民に浸透することにより、同居親が面会交流の取決めを履行しないという事例が少なくなることも期待されます。

この場合にも、面会交流について別居親に配慮する一方、同居親への配慮についてはどう考えるか、また、離婚後の同居親と別居親が子どもの監護について十分に話し合える立場になれるかどうかといった課題があります。しかし、いずれにしても、現に面会交流が実現していない事例が少なからず生じており、面会交流に関する紛争が増加しているという実態があることから、子どもにとって何が最も適切かという観点に立って、面会交流を実現しやすくするための法整備や国民意識の醸成について議論を喚起し、現状を少しでも改善していくことが必要です。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、離婚後や別居中の面会交流を実現しやすくするための法整備を含む環境整備について具体的な検討を進め、適切な措置を講ずるよう要請します。

平成21年5月29日



区議会の役割

わたしたちが生活している杉並区を、安心して心豊かに過ごせるまちにしていきたい。区が行う仕事のことを、そこに住む皆さんが自分たちで考え、自分たちで実行していくことが大切です。これを地方自治といい、民主主義のもっとも基本的な考えです。

しかし、区民全員が区政に直接参加することは困難です。そこで、代表を選挙で選び、その代表が集まって、区の前算(区議会)を決め(議決)ています。

区議会と区長

区議会議員も区長も、選挙で選ばれたみなさんの代表です。区議会議員は、区議会という合議制の意思決定機関を構成し、区の重要な仕事を議決します。

一方、区長は、区議会で決めたことに基づき、実際に区の仕事を執行しています。区議会(議決機関)と区長(執行機関)は、それぞれ独立した立場から協力して区政を運営していることから、車の両輪にたとえられています。

議員の定数

議員の定数は、地方自治法により人口に応じた定数の上限が決められ、区の条例で定めることとされています。

杉並区の場合、法律での上限は56人ですが、平成14年に杉並区議会議員定数条例の一部を改正し、定数を48人としました。この定数は、平成15年の区議会議員選挙から適用されています。

議長・副議長の役割

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議場の秩序を保ち、議事の運営を行うほか、議会を代表して、意見書の提出や請願の受理などを行います。

また、区議会事務局の職員を指揮監督し、議会の事務にあたらせます。副議長は、議長の欠けたときや、出張、病気などで不在のときに、議長の代わりにその職務を行います。

区議会の仕事

【議決】 会議(本会議)を開いて、議会の意思を決定することを議決といえます。

《おもな議決事項》
① 条例を設ける、改める、廃止すること。
② 予算を定めること。
③ 決算を認定すること。
④ 区の税金を割りあて、それを集めることに関すること。
⑤ 分担金、使用料、加入金、手数料を集めることに関すること。
⑥ 予定金額1億5千万円以上の工事やものをつくる契約を結ぶこと。

⑦ 区の財産(土地や建物など)を交換したり、譲り渡したり、貸したりすることなど。
⑧ 不動産を信託すること。
⑨ 予定価格4千万円以上の不動産・動産の取得や処分(土地は1件5千㎡以上)をすること。
⑩ 使いみちが指定された寄附や贈与を受けること。
⑪ 法律や政令、条例で決める

いることを除いて、区の持つ権利を手放すこと。

⑫ 区の施設を長い期間、独占的に利用させること。
⑬ 区が審査請求や不服の申し立てを行ったり、訴えを起したり、和解、あっせん、調停、仲裁に関すること。

⑭ 法律で区に義務づけられた損害賠償の額を定めること。
⑮ 区内の公共的団体などの活動を総合的に調整すること。
⑯ このほか法律や政令、条例により区議会の権限に属すること。

選挙・選任同意

議長や副議長、選挙管理委員会委員などを選挙で選んだり、区長から提出される副区長、教育委員会委員、監査委員などの人事案件に同意するかどうかを決めます。

【区政のチェック】
区の仕事が正しく行われているかを調査し、報告を求めることが出来ます(調査権)。また、区の仕事の進め方や金銭の出し入れを検査したり(検査権)、監査委員に監査を請求し(監査請求権)、実情を調べて報告してもらいます(説明要求、意見陳述権)。

【意見書・要望書の提出・決議】
区民の暮らしに関する問題であっても、区の力だけでは解決できないことがあります。このような場合には、区議会の意思を「意見書」「要望書」として関係機関に提出し、その解決を求めていきます。また、議会の意思を表明するために決議を行うこともあります。

【定例会と臨時会】

定例会は、条例に基づいて毎年2月、6月、9月、11月の4回開いています。臨時会は、必要に応じて開きます。

区議会の招集は区長が行いますが、議長や議員定数の4分の1以上の議員から招集の提案があったときは、区長は議会(臨時会)を招集しなければなりません。

【本会議】

全議員が議場に集まって会議するのが本会議です。本会議では、区長などへの質問を行い、区議会の意思を決めます。

会議時間は、午後1時から5時までと定められています。また、「議会中継」として、本会議の録画中継をご覧いただけます。

【委員会】

議案や請願・陳情などを実質的に審査するのが委員会です。区の仕事は、多種多様な内容も複雑なため、部門ごとに分かれて専門的に検討したほうが効率もよく、また深く議論ができるからです。委員会には、常設の常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会があります。

区議会を知るには

【傍聴】

本会議や委員会は、定員の範囲内でどなたでも傍聴できます。ご希望の方は、希望日当日、区役所中棟3階の区議会事務局までお申し込みください(手話通訳をご希望の方は、希望日の4日前までにお申し出ください)。

平成20年第1回定例会から「土曜議会」を開催しています。本会議の審議内容を中心にまとめた「杉並区議会だより」

を定例会ごとに発行し、新聞に折り込んで皆さんのご家庭にお届けしています。また、JR、私鉄各駅の広報スタンドなどにも置いてあります。

【会議録・年報】

定例会や臨時会ごとに本会議のすべての内容を記録したものを会議録として、また、委員会の内容を記録したものを委員会記録としてまとめています。その他、本会議と委員会の開催状況をまとめたものを「区議会年報」として作成しています。

【ホームページ】

区議会ホームページには、議会日程、議員名簿、会議録、委員会記録などを掲載しています。また、「議会中継」として、本会議の録画中継をご覧いただけます。

<http://www.gikai.city.sugina>
<http://www.gikai.city.sugina>
<http://www.gikai.city.sugina>



お知らせ

情報公開推進委員会(5月29日委嘱)

- 会長 島田 敏光
 - 職務代理 はなし 俊郎
 - 委員 渡辺 富士雄
 - 委員 藤本 なおや
 - 委員 小川 宗次郎
 - 委員 藤原 淳一
 - 委員 小野 清人
 - 委員 岩田 いくま
- ◇新会派結成
無所属(田中)が結成されました。

所属議員(一名)
田中 朝子

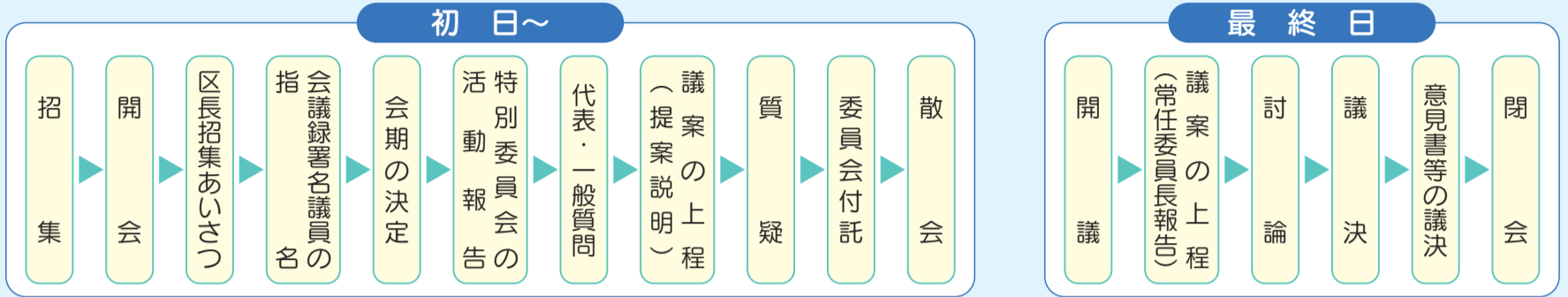


本会議の進め方

はじめに区長の招集のあいさつなどがあり、その後、一般質問が行われます。質問終了後、議案が上程され、委員会に付託されます。この委員会付託まで、通常3日から4日間にわたって本会議が開かれます。

最終日は、審査を付託された委員会からの審査結果の報告をうけた後、採決を行い、議会の意思を決定します。

なお、2月の定例会では、区長の予算編成方針に対する各会派の代表質問が行われます。

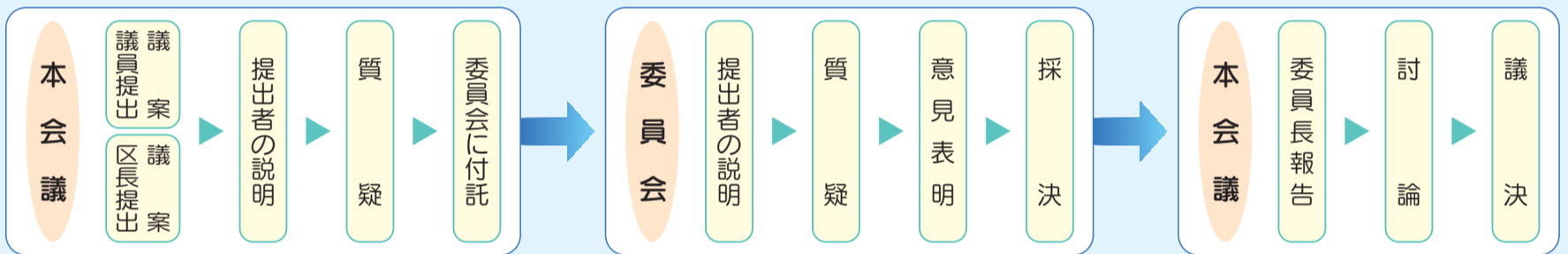


議案が議決されるまで

議会で審議する案件を議案といい、これを提出できるのは、区長と議員です。ただし、予算や区の局や部の設置、副区長の選任同意などは区長でなければ提出できません。また、議員が提出するには、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、本会議で提出者から提案説明を受けた後、関係する委員会に付託します。ただし、人事案件など、議案によっては委員会付託を省略して本会議で即決することもあります。

委員会の審査が終わった議案は、委員長からその結果が議長に報告され、本会議で議決を行います。なお、平成19年から委員会として議案を提出することも可能となっています。



常任委員会・特別委員会の仕事

杉並区議会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が設置されています。議員は、必ず一つの常任委員会の委員になることが義務づけられており、任期は、特別委員会を除き1年となっています。委員会の受け持つ事項は下記の通りです（委員会構成は4頁参照）。

◇常任委員会

総務財政委員会	<p>政策経営部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管事項に属さない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区政の総合的な計画や調整に関すること ○予算やその他の財政に関すること ○財産の取得や建築工事などの契約のこと <p>など</p>
区民生活委員会	<p>区民生活部及び農業委員会に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区税や戸籍、住民登録に関すること ○地域活動の推進に関すること ○商工業、農業、消費生活に関すること ○文化振興、都市交流、男女共同参画に関すること <p>など</p>
保健福祉委員会	<p>保健福祉部に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康都市杉並の推進に関すること ○高齢者、障害者、児童の福祉に関すること ○青少年の健全育成に関すること ○国民健康保険、国民年金、介護保険に関すること <p>など</p>
都市環境委員会	<p>都市整備部及び環境清掃部に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりに関すること ○みどりの育成・保護に関すること ○道路、公園、河川に関すること ○生活環境の整備に関すること <p>など</p>
文教委員会	<p>教育委員会に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立幼稚園、小・中学校に関すること ○文化財に関すること ○スポーツ、生涯学習に関すること ○図書館、科学館に関すること <p>など</p>

◇議会運営委員会

議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○会期や日程など議会の運営に関すること ○会議規則や委員会条例に関すること <p>など</p>
---------	--

◇特別委員会

災害対策特別委員会	○災害対策に関する調査
道路交通対策特別委員会	○自転車、外環道路、放射第5号線、南北交通及び新交通システムに関する調査
清掃・リサイクル対策特別委員会	○清掃事業及びリサイクルに関する調査
医療問題調査特別委員会	○地域医療体制の整備、医療制度改革及び健診・検診事業に関する調査

皆さんの声を区政に

あ請願・陳情のし

◎請願・陳情とは

区議会では、区政に対する皆さんの意見や要望を請願・陳情として受け付けています。区議会議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といますが、受付後の取扱いには差はありません。

◎請願・陳情の審査

請願・陳情は、関係する委員会で慎重に審査されます。その結果、取り上げるべきものは採択、そうでないものを不採択とします。その場で結論が出ないときは継続審査とする場合もあります。採択したもので、執行機関に送ることが適当と認められたものは、すみやかに送付し、国や都に関するものは、意見書・要望書として提出する等、その要望の実現を図ります。

採択となった請願・陳情については、執行機関は実行の義務はありませんが、議会の意思として十分に尊重されています。

審査結果は、提出された方にお知らせするほか、区議会だより、区議会ホームページにも掲載しています。

